

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

現状と課題

【図表 20】いじめに対する組織的対応の状況

- 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。(東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
98.5%	98.6%	76.8%	75.8%	95.6%

平成 27 年 5 月 『学校いじめ対策委員会』の取組状況に関する緊急調査 東京都教育委員会

【図表 21】いじめへの対応に関する情報共有の状況

- いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている。(東京都内全公立学校に対する「実施している」と回答した学校の割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
54.2%	67.8%	29.1%	35.5%	56.0%

平成 27 年 「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」 東京都教育委員会

- 【図表 20】の調査結果からは、多くの学校で、各いじめの事案について、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を協議していることが分かる。
- 【図表 21】の調査からは、記録の保管と情報共有が十分に行われていない実態が見られている。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめの解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが強く求められている。
- いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、全ての教職員が確認できるようにしておくことが大切である。

取組の方向性

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示のもとに対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

④ 全校で実施

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言

「学校いじめ対策委員会」の決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事案について子供や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を受ける。

報告は、状況に応じて、「学校いじめ対策委員会」の会議を招集する、パソコンの共有フォルダにデータを保存するなど、効率的な方法で行うことができるようにする。

また、「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細やかな助言を行うとともに、若手教員と学年主任と一緒に子供からの聴き取りや子供への指導に当るなど、複数での対応に心掛ける。

特に、学級担任等が、被害の子供や加害の子供の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼を失うことなく理解と協力が得られるようにする。そのために、「学校いじめ対策委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。

④ 全校で実施

ウ 対応記録のファイリング

いじめ問題の対応経過については、全ての事案について、「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式等に従って記録を残し、全ての教職員が確認できる方法で、保管する。

被害の子供や加害の子供の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにする。その際の記録は、「いつ、どこで、だれが、誰に対して、どのように対応したか、子供はどのように話したか」など、いわゆる5W1Hが明確になるような様式を定める。

④ 全校で実施

エ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはならない。当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

④ 全校で実施

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

現状と課題

【図表 22】いじめられた子供への対応

■ 学級担任やその他の教職員が状況を聞く。

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
95.8%	94.0%	85.0%	81.8%	94.9%

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 22】の調査結果から、いじめを受けた子供の支援に当たっては、学級担任等が果たす役割が極めて大きいことを、改めて確認することができる。
- 学校は、いじめへの解消に向けて、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度に応じて、子供の心情に寄り添い、組織的に対応することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 3 項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 学級担任が、いじめへの対応を一人で抱え込むことのないようにするためには、「学校いじめ対策委員会」が、方針を協議、決定する。また、同委員会のメンバーが、随時学級担任に助言しながら、組織的対応を行うようにすることが欠かせない。

取組の方向性

ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例

イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合の対応例

ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関 1 回で治療を受ける程度のけがを負った場合の対応例

それぞれの類型に応じて、被害の子供の心情に寄り添って適切に対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行う。(参照 50 ページ)

保護者に対しては、たとえどんなに軽微な事案でも、被害の子供が心身の苦痛を受けたと思われる事案については、必ず連絡をし、学校としての対応方針、対応経過等を丁寧に伝える。

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

現状と課題

【図表 23】いじめた子供への対応

■ 学級担任や他の教職員が状況を聞く。

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
92.2%	92.4%	81.1%	95.5%	92.1%

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 23】の調査結果からは、いじめを行った子供への指導に当たっても、被害の子供への対応同様に、学級担任の役割が大きいが示されている。
- いじめの行為に対しては、加害の子供が意図せずに行った言動、衝動的に行った言動、故意で行った言動などの加害の子供の自覚性や、暴力の有無など、類型に応じて適切な指導を行い、これらの行為をやめさせることが必要である。(参照 50 ページ)
- 加害の子供の指導についても、学級担任が一人で抱え込むことのないよう、「学校いじめ対策委員会」が適切に機能することが大切である。

取組の方向性

ア 好意で行った言動に対する指導例

イ 意図せずに行った言動への指導例

ウ 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例

エ 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例

オ 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例

カ 故意で行った暴力を伴う言動への指導例

キ いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導例

それぞれの類型に応じて、加害の子供の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導する。(参照 50 ページ)

加害の子供への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意で行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮する。

具体的な取組

◎ いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害や加害の子供の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する。
- 下記に関わらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

□：被害の子供への対応例 ■：加害の子供への対応例

			加害の子供の行為の重大性の程度					
			低			高		
			好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動	
被害の子供が感じる心身の苦痛の程度	精神的な状況	暴力を伴う場合	暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う		
	低	一時的な不快感・落ち込み	けがなし	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、本人の良さを伝える者への連絡 <input type="checkbox"/> 心をケア、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 絶対に使っていない言葉への指導 <input type="checkbox"/> 人を傷つける言葉について説諭 <input type="checkbox"/> 経過観察、定期的な声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 絶対に許さないことについて指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、行為への指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、心のケア、SCの面接、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 経緯の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 学校サポートチーム会議の開催	
		継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置する程度のけが	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、相手の言動の意図を説明、SCの面接 <input type="checkbox"/> 親切への評価、相手の気持ちの説明 <input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者との連携、SCの面接 <input type="checkbox"/> 絶対に使っていない言葉への指導、相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者との連携、SCによる恐怖感の解消 <input type="checkbox"/> 怒りの対処法指導、保護者との連携	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、保護者への毎日の連絡、SCとの継続的な面接 <input type="checkbox"/> 複数の教員による指導、監督 <input type="checkbox"/> 複数の教員による経過観察	<input type="checkbox"/> 学校が守りぬくことを伝える、毎日の状況確認 <input type="checkbox"/> 警察や児童相談所等との連携による厳しい指導 <input type="checkbox"/> PTAとの連携、地域住民との連携	
	高	登校渋り	医療機関で1回治療する程度のけが	<input type="checkbox"/> 家庭訪問、個人面談、 <input type="checkbox"/> 相手の状況に応じた親切の在り方の指導、保護者への連絡 <input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> 相手への謝罪指導、保護者への連絡	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> 保護者との連携、外部専門家との連携	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用 <input type="checkbox"/> 医療、福祉期間等との連携 <input type="checkbox"/> 学校サポートチーム会議の開催	<input type="checkbox"/> SSW、家庭と子供の支援員活用、医療・福祉機関等との連携 <input type="checkbox"/> 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 <input type="checkbox"/> いじめ対策保護者会開催	
重大事態	不登校	通院が必要なけが	<input type="checkbox"/> いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 <input type="checkbox"/> 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 <input type="checkbox"/> 再発防止策の策定、実施 ※ 重大事態かどうかの判断は、加害の子供の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害の子供が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害の子供や保護者の訴え等を考慮し、学校と所轄の教育委員会で適切に行う。					
	入院・ひきこもり	入院が必要なけが						
	自殺企図	後遺症が残るけが						

③ 法による必要がある場合の実施規定

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

現状と課題

【図表 24】 重大事態につながらかねない「いじめの態様」

(東京都内全公立学校で認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねない「態様」に該当する件数及び割合 複数回答)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをし て叩かれたり、蹴られたりする。	190 件 (3.8%)	170 件 (5.2%)	13 件 (10.2%)	1 件 (4.5%)	374 件 (4.5%)
金品をたかられる。	34 件 (0.7%)	35 件 (1.1%)	4 件 (3.1%)	2 件 (9.1%)	75 件 (0.9%)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊さ れたり、捨てられたりする。	245 件 (4.9%)	227 件 (7.0%)	13 件 (10.2%)	0 件 (0.0%)	485 件 (5.8%)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこ とをされたり、させられたりする。	165 件 (3.3%)	126 件 (3.9%)	13 件 (10.2%)	2 件 (9.1%)	306 件 (3.6%)

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【図表 25】 いじめを受けている時、受けていた時にどう思ったか。

(いじめられた経験があると回答した子供たちのうち、以下の回答をした子供の割合)

学校に行きたくないと思った。	28.1%
死にたいくらいつらかった。	8.5%
眠れなかった。	5.3%
体調不良になった。	6.0%

平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会

- 【図表 24】の調査結果から、認知されたいじめのうち、重大事態につながらかねないとい推測される「いじめの態様」が、毎年度、一定の割合で報告されている。これらのいじめは、いずれも犯罪に該当する場合がある行為であり、決してあってはならない事案である。学校は、いじめの初期段階での発見、対応を徹底させることにより、これらの行為を起こさせないことが不可欠である。
- 【図表 25】は、過去にいじめを受けたことがあると回答した子供たちに、当時の気持ちを尋ねた調査の結果である。
- 上記の結果は、教職員が考えている以上に、いじめを受けた子供が、深刻な打撃を受けていることを推測させるものとなっている。加害の子供が行った行為の外形力の大きさにとらわれず、被害の子供の心身の苦痛に寄り添って、いじめの解決に全力を尽くすことが求められている。
- いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識に立って、学校はいじめの早期発見、早期対応に努める。このことにより、「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に規定される「重大事態」(参照: 59 ページ)に至ることなく、いじめ問題の解決を図ることが重要である。

ア 被害の子供の安全確保と不安解消

いじめを受けている子供が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に、暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さずに観察を行ったり、子供や保護者の意向を踏まえ、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

加害の子供が、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、暴力などの行為をエスカレートさせることもあることに留意し、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として、被害の子供を守りぬく姿勢を明確にする。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

なお、暴力を伴わないいじめについては、被害の子供が感じている精神的苦痛に応じて対応を行う。その際、加害の子供の行為が、必ずしも重大性が高いとは限らないことに配慮し、加害の子供に対して、一律に厳格な指導を行うような一面的な対応に終わることのないようにする。

④ 全校で実施

イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。

その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子供の話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。

また、加害の子供の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

なお、暴力を伴わない言動や重大性の低い行為に対して、被害の子供が精神的な苦痛を感じている場合は、加害の子供に、相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

その際、加害の子供の保護者には、学校に対して不信感を生じさせないように、事前に指導方針を丁寧に説明するなどして、十分に理解を得る。

④ 全校で実施

ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

いじめが、力の強い者から弱い者への一方的な行為に限定されないことや、過去に被害と加害の子供が逆の状況があったことなどから、被害の子供の保護者と加害の子供の保護者の思いにずれが生じ、スムーズな対応に至らないことがある。これを避けるため、学校は、子供への対応に先立って、両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

その際、加害の子供や保護者が、被害の子供や保護者に表面的に謝罪して、解決を図らせるような一面的な対応をしない。可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

① 法による義務規定

エ いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

いじめ問題の解決に向けて、保護者との連携・協力体制を築くため、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、学級等のいじめの現状を説明する。また、いじめの重篤化を防止するため、学級や学年の子供が保護者との話し合いを通して、いじめを自分たちの問題として受け止めることができるように依頼する。

PTA 役員や地域住民等が被害・加害の子供の保護者に働き掛けることが効果的な場合には、PTA 役員を招集したり、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）を開催したりして、協力を依頼する。

さらに、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。会議の運営に当たっては、個々の子供に対して、どの機関がどのように支援したり指導したりしていくか、具体的な方策を決定できるようにする。

⑧ 必要に応じて実施・例示

オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者など、広く地域住民と情報を共有するとともに、登下校時の子供の見守りなどを依頼する。

こうした取組を通して、子供たちが、多くの地域の大人に見守られていることを実感することにより、安心感をもって生活できるようにする。また、いじめなどの反社会的な行為をしてはいけないという強い意識をもてるように指導する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事案については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して、毅然とした態度で指導を行う。

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事案については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求める。

なお、学校は、日常から、いじめの行為を含めどのような行為が確認された場合に、警察や児童相談所に通報するか、基準を明確にしておき、被害が拡大する前に、適切な対応が行われるようにする。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等

小学校において、被害の子供や加害の子供が、児童館に通っていたり、学童クラブや放課後子供教室に在籍したりしている場合には、それぞれの組織の職員に、学校で確認したいじめの実態を伝え、該当する子供の様子を見守りを依頼する。

子供に気になる様子が見られた場合は、当該組織の職員が、声掛けをしたり、学校の教職員に報告したりして、複層的に被害の子供を守りぬく体制を構築する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、誹謗中傷された子供が、その事実に気付いているか否かに関わらず、書き込みを行った子供に対して直ちに指導を行い、被害の子供の保護者と連携して、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

同時に、被害の子供の心のケアを行うとともに、当該の子供の意向を踏まえて、保護者と十分に連携しながら、加害の子供との関わりの修復等を支援する。

特に、SNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子供全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子供の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第3項 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

① 法による義務規定

● インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点と具体例

● 以下の示す視点には、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の視点が、包括されている。

	インターネットを通じて行われるいじめへの対応の視点	具 体 例	留意事項
1	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを通じて行われるコミュニケーションは、情報モラルが身に付いていないと、いじめの気持ちがなくても、いじめになってしまうことがあることに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ インターネットを通じたいじめは、広がるスピードが速いこと、24時間発生すること、広がり大きいことなどの特徴があることを理解させる。
2	インターネットを通じて行われるいじめの実態と特徴の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ かつては、いじめが家の中で発生するということはなかったが、インターネットによって、学校が休みの日や、夜までいじめが起り得ることに留意する。 ○ SNS等は、仲間同士で通信しているため、いじめが行われていても、大人はなかなか見抜けない。子供は、仲間を失いたくないという意識が強いので、大人に相談することは難しい現実があることを理解して対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ SNS等によるいじめは、いじている側が、あまり悪いことをしていると思っていないことが問題であり、周囲に気を遣ってやむを得ず参加している子供に思いが至らないことが多いことを理解させる。
3	情報モラルの指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今の子供たちが、ICTの時代に生きていることを踏まえ、インターネット等のメリットやデメリットについて、早いうちから指導していくとともに、保護者への啓発を図る。 ○ 子供が、被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルについて、できるだけ早くから指導していく。使わせないという指導ではなく、メリットを教える。 ○ インターネットが特別なのではなく、人のいやがることを言ったり書いたりしないこと、自分が書いた内容について、迷惑に感じたり、いやな思いをする人がいないか考えてから相手に送ることなど、自分の言葉に責任をもたせる指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達段階に応じて、小学校低学年段階から高等学校段階に至るまで、計画的に情報モラルに関する指導を行う。

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会からの支援

現状と課題

【図表 26】 いじめられた子供への対応

■ 当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した件数の割合

(東京都公立学校で認知されたいじめの件数全体に対する該当する件数と割合)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
4.1%	4.0%	3.9%	4.5%	4.0%

平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

- 【図表 26】の調査結果からは、いじめられた子供に対して学校が教育委員会と連携して対応した事案は、ごく一部にとどまっていることが分かる。
- 「いじめ防止対策推進法」では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、事実確認を行うとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第 2 項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- また、上記により報告を受けた教育委員会は、学校に対して、必要な支援を行った、必要な措置を講ずることを指示したり、必要な調査を行うことが規定されている。

【いじめ防止対策推進法】

第 24 条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- いじめには、様々な態様や類型があることから、必ずしも教育委員会と連携して対応した件数が多いことを求めるものではない。しかしながら、「いじめ防止対策推進法」の趣旨の一つは、学校、教育委員会、地方公共団体の長による重層的な責任体制を構築することにある。これを踏まえ、学校は、教育委員会と緊密な連携により、いじめ問題の解決を図ろうとする意識をもつことが大切である。

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

「いじめ防止対策推進法」では、学校において、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実を確認するとともに、その結果を所管教育委員会に報告することが義務付けられている。

したがって、学校には、所管教育委員会が定めた様式や方法に従い、いじめが発生したことを、迅速に報告しなければならない。

一方で、「いじめ」の定義は、極めて広範であることから、子供の日常の中で生じる全てのいじめについて、詳細な実態や対応経過を報告していくことは、現実的に困難であることが推測される。報告のための様式作成に時間がかかることにより、軽微ないじめの認知を妨げるようなことがあっては本末転倒である。

学校と教育委員会との間で、いじめの重大性や緊急性の度合いに応じて、例えば、件数のみを表に記入して報告する様式と、個人名を含めたいじめの状況や対応経過を報告する様式とを使い分けるなどの工夫もあり得る。

学校として、どんな軽微ないじめも見逃さずに認知し対応することと、必要に応じて、教育委員会に支援を求めることができるよう適切に報告することを、両立させることが大切である。

① 法による義務規定

イ 重大性・緊急性に応じた教育委員会からの支援

所管教育委員会に、いじめの発生について報告を行う際に、被害の子供の受けた心身の苦痛の状況、加害の子供の行為の重大性、いじめに至ったと思われる背景、それぞれの保護者の認識等に鑑み、「学校いじめ対策委員会」が必要と判断するとき、教育委員会に助言を求めたり、心理職、スクールソーシャルワーカー等福祉分野の専門家、指導主事等の派遣による支援を要請したりして、いじめの被害が深刻化することを防止する。

③ 法による必要がある場合の実施規定

(1) 重大事態発生時の判断

現状と課題

- 学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事案が起こり得る。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は、学校のみならず、所管教育委員会や地方自治体の長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告しなければならない。
- そのためには、全ての教職員が、日頃から、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解していることが求められる。その上で、万が一、重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要である。

【いじめ防止対策推進法】

- 第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 26 年 10 月 1 日 文部科学大臣決定）より】

一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
 ○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

一・二 に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解

年間3回以上実施する「いじめに関する校内研修」のうち、1回以上の機会に、全教職員で、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と、この定義の解釈を示している「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

法第28条第1項の第一号に規定する「心身又は財産への重大な被害」については、いじめの行為に係る外形力の大きさや重大性の高さのみに依拠することなく、いじめの行為を受けたことにより生じた被害の子供の具体的状況に加えて、精神的苦痛の大きさ（不登校の状況を含む）に鑑み、適切に判断する必要があることを理解する。

同第二号に規定するいわゆる「不登校重大事態」については、少しでもいじめが疑われる状況があつて不登校に至った場合は、要因が他にも考えられるとしても、「重大事態の発生」ととらえることが必要である。

また、「基本的な方針」のただし書きに示されているとおり、子供や保護者から申立てがあつた場合は、必ず重大事態が発生したものとして、報告・調査に当たることを、共通理解しておく。調査の結果、いじめに該当する行為が確認されないこともあり得るが、調査をしないうちから、「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」などの結論を出すことは絶対にあつてはならない。

① 法による義務規定

イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生判断

重大事態に係る対処は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

① 法による義務規定

ウ 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認された場合、学校は、「いじめ防止対策推進法」第 30 条第 1 項の規定に基づき、電話等で、直ちに所管教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

その上で、数日以内に改めて、文書（発番入り・校長公印押印）にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する。（この時点では、いじめの事実の有無等の調査結果は未確定である。）

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。その際、いわゆる 5W1H を明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない。（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、速やかに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。（教育長から教育委員会委員への報告、地方公共団体の長への報告の在り方については、第一報と文書報告の 2 段階で行うなど、地方公共団体ごとに、基準を定めておくことが望ましい。）

【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 1 項 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

① 法による義務規定

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

現状と課題

- 「いじめ防止対策推進法」の第1条には、いじめが、「被害の子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」おそれがあるものという認識に立ち、「児童等の尊厳を保持する」ために、いじめ防止の対策を推進することが、この法律の目的であると示されている。

【いじめ防止対策推進法】

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

- 学校や教育委員会は、同法第2条に規定される「いじめ」の定義のうち、重大事態に相当するようないじめについては、被害の子供の尊厳の保持という極めて大きな責務を担って、問題解決に導くことが求められていると理解しなければならない。
- 被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う必要がある。特に、精神的な被害は、その実態が他の人からは把握しにくいことに留意し、「楽しそうに見える」、「元気になった」、「困難を乗り越えて、前より仲良くなった」など、外面的な状況で安易に回復したと判断することを避けなければならない。

取組の方向性

ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援

被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

校長は、教育委員会の助言を得ながら、子供の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安解消のために、組織的な支援を行う。

学校の指導により、加害の子供によるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子供の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは継続的な支援を続ける。

④ 全校で実施

イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明

重大事態への対処に当たっては、「いじめ防止対策推進法」に基づく調査（参照：69ページ）の結果等の情報について、被害の子供の保護者に提供することが規定されている。学校は、この結果に加えて、当該の子供が安心して学校生活を送れるようにするための支援の方策について、保護者に説明したり意見を聴取したりして、理解を得るとともに、そうした対応の結果、どのように状況が改善されたかを、定期的に報告することが不可欠である。

④ 全校で実施

ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援

子供が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて、学校又は教育委員会と加害の子供及びその保護者とが十分に協議し、適切にその回復がなされるよう努める。

精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

不登校に至った子供に対しては、いじめの解消を図ることはもとより、学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援、将来の自立に向けた社会性を身に付けさせるための支援等、子供の実態に応じて長期的な視野に立った総合的な支援を行う。

その際、当面学校に通うことが困難な状況等が見られる場合には、早期に、各区市町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）※21等と連携してそうした支援の実現を目指す。

⑧ 必要に応じて実施・例示

※21 教育支援センター（適応指導教室） 不登校の小・中学生の学校復帰を支援するため、区市町村教育委員会が、学校外に設置している施設。多くの施設では、教科学習、体験活動、自立に向けた対人スキルの習得などに関する指導を行っている。

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

現状と課題

- 加害の生徒に対しては、いじめは絶対に許されないことのみならず、被害の子供の精神的な苦痛が十分に理解できるよう指導し、二度と同様の行為を行わないよう反省させる必要がある。ただし、重大事態に係る被害の子供の精神的苦痛は、必ずしも加害の子供の行為の重大性に関わらず生じることもあることから、個々の事案の問題点を明らかにした上で、加害の子供の人権等に配慮した指導を行うことが大切である。
- また、指導に当たっては、形式的な謝罪のみに終わらせることなく、いじめを行った背景を踏まえて、外部人材や関係機関の協力を得て、自分の行為を振り返ることができるようにする。とりわけ、イライラの解消、高ぶる感情の抑制、適切な人間関係づくりなどの方策については、十分に指導や支援を行っていくことが求められる。

取組の方向性

ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導

複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

子供が、自分の行為を反省する態度を示すなどした場合には、どのように行動すれば、学校の皆が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えさせ、自己の目標を決めるなどして実践できるよう指導する。

④ 全校で実施

イ 保護者への説明や協力関係の構築

加害の子供に対する指導や構成に向けての支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得る。

被害の保護者と加害の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすることなどが想定される場合には、校長は、所管教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるよう調整を図る。

また、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じるなどして、学校と保護者の信頼関係の構築に努める。

② 法による充実・推進規程

ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援

加害の子供の行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

⑧ 必要に応じて実施・例示

エ 別室での学習の実施

加害の子供に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害の子供等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害の子供を、被害の子供が学習する教室以外の教室等で学習を行わせる。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 5 項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援

加害の子供の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

また、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

その他、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 23 条第 6 項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 法による必要がある場合の実施規定

カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

加害の子供への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告※22等の懲戒※23を加える。

また、所管教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、加害の子供（小・中学校段階）の保護者に対して出席停止※24を命ずるなど、被害の子供や周囲の子供が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

なお、こうした措置を講ずる場合には、被害の子供の学習環境の確保と加害の子供の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する必要がある。特に、加害の子供の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該生徒の実態を考慮して、適切な指導や支援を行う。

【いじめ防止対策推進法】

第 25 条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第 26 条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

③ 法による必要がある場合の実施規定

※22 訓告 学校教育法第 11 条に規定された「懲戒」の種類の一つとして、同法施行規則に示されているもの。子供の問題行動等の反省を促し更生を図ることなどを目的として、校長が、子供に対して行う言葉による戒めの処分

※23 懲戒 学校教育法第 11 条には「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、（中略）児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」と規定されており、同法施行規則で、懲戒の種類として、「退学」「停学」「訓告」等が示されている。このうち、学齢児童（義務教育段階）には、「停学」を行うことはできない。

※24 出席停止 学校教育法第 35 条に基づき、性行不良で、他の子供の教育の妨げになる子供の保護者に対して、所管教育委員会が命じる措置。当該教育委員会は、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

(4) 他の保護者、地域、関係機関との連携による問題解決

現状と課題

- 重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の子供を通して、多くの保護者がその事実を知ることが少なくない。学校は、被害の子供の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やP T A役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて、問題解決に向けた協力依頼をすることが大切である。
- 重大事態が、被害の子供と加害の子供の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の子供や保護者に不安を生じさせるような状況に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受けるなどして、問題を根本から解決させる取組を強力に推進していく必要がある。

取組の方向性

ア 保護者・P T Aの協力体制による問題解決

加害の子供が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害の子供が生命に関わる事態に至った場合、その他報道される状況が発生した場合などには、所管教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての的確に説明する。

また、必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者やP T A役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

前記アのような状況が発生した場合は、合わせて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域住民や、警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

⑧ 必要に応じて実施・例示

ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

いじめ問題に関して、学校だけでは解決困難な状況が発生した場合には、所管教育委員会を通して、東京都教育相談センターが組織する「いじめ等の問題解決支援チーム※25」の訪問を依頼する。校長は、複数の専門家から、問題の解決に向けた助言を受ける。

また、子供の精神的動揺が想定される緊急事態等が発生した場合には、同センターに対して、心理職である「専門家アドバイザースタッフ※26」の派遣を要請し、必要な生徒に対して心のケアを行い、二次被害等の発生を防止する。⇒97 ページ参照

⑧ 必要に応じて実施・例示

※25 いじめ等の問題解決支援チーム 東京都教育相談センター内に設置され、保護者の理解が得られないなど、学校だけでは解決が困難ないじめの事例について、要請に応じて、弁護士等の複数の専門家がチームを組んで、学校を訪問し、校長等に助言

※26 専門家アドバイザースタッフ 東京都教育相談センターが、緊急支援として子供の命に係わる事故後に、学校全体の子供への心のケア等を行うために 要請に応じて、心理職が学校を訪問し、面接等を実施

(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告

現状と課題

- 「いじめ防止対策推進法」で定められた重大事態への対処は、「重層的な責任体制」を体现するための中核をなす規定となっている。この規定では、発生した重大事態について、学校又は教育委員会が組織的に事実解明のための調査を行い、その結果を地方公共団体の長に報告することが義務付けられている。また、報告を受けた地方公共団体の長は、調査結果について再調査を行うことができることも定められた。
- 学校及び所管教育委員会は、全ての重大事態について、詳細かつ正確に調査を行い、明らかとなった事実を地方公共団体の長に報告しなければならない。
- この調査の目的は、子供が受けた被害の解消と、同種の事態の再発防止である。調査の中で、学校としてのいじめ防止の取組を検証し、課題を明らかにするとともに、それらの課題を解決すべき方策を示すことが求められる。また、その方策を、「学校いじめ防止基本方針」の改訂に反映させ、被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築していかなければならない。
- 調査の結果、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合などでも、遡及的に重大事態に該当しないこととなるわけではないことに留意する。

取組の方向性

ア 調査組織の決定と調査の実施

所管教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」に規定された調査を開始するに当たり、教育委員会における組織で調査を行うか、学校における組織で調査を行うかを決定する。

教育委員会における組織で調査を行う場合は、各自治体の条例や規則等により常設された「いじめ問題対策委員会」等の組織を活用することが一般的である。学校は、子供からの聴き取りの日程の調整や聴き取りを行う子供の保護者への事前説明など、同委員会による調査に全面的に協力する。

学校における組織で調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を活用することが一般的だが、事案ごとに必要に応じて、委員会の委員以外の教職員、保護者代表、地域住民代表、関係機関の職員等を加えるなどして、組織のメンバーを確定させる。

いずれの組織で調査を行う場合でも、いじめの存否に係る事実認定等が必要とされるときは、弁護士や警察OB等外部の専門家に、情報の分析を依頼することも検討する。

なお、学校による調査を開始した後に、明らかになってきた事実や学校が置かれている状況の変化等に伴い、学校による調査から教育委員会による調査に切り替えて、引き続き調査を行うことなども考えられる。

① 法による義務規定

イ 「不登校重大事態」における調査

「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項二号に該当するいわゆる「不登校重大事態」についての調査の実施に当たっては、平成 28 年 3 月に文部科学省が示した「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、被害の子供の学校復帰と再発防止を目的として、当該の子供が欠席し始めた時点で、他の生徒への聴き取り等、調査の準備を開始する。

① 法による義務規定

ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供

調査により明らかとなった事実関係（いつ、誰から、どのようにいじめが行われ、学校がどのように対応したかなど）について、適時・適切な方法で、被害の子供やその保護者に説明する。

これらの情報提供に当たっては、他の子供のプライバシーの保護等に配慮しつつも、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

調査終了時における説明では、被害の子供やその保護者から、調査結果に対して理解を得られるよう努める。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 法による義務規定

エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告

重大事態に係る調査結果の報告については、学校の組織による調査の場合は、文書（発番・公印押印）をもって、校長（調査組織の代表が校長でない場合は当該代表）から、所管教育委員会教育長に報告する。

この報告書の作成に当たって、教育委員会は、事前に管下の学校に対して、様式を示しておき、学校は、同様式に従って作成するものとする。ただし、事案ごとに、子供からの聴き取り記録などを添付するなど、確認された事実関係が明確になるよう工夫する。

なお、当該文書を受理した教育長は、この文書等により、教育委員会会議において、調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、地方公共団体の長に提出する。

① 法による義務規定

オ 地方公共団体の長による再調査への協力

「いじめ防止対策推進法」第30条第2項の規定により、学校又は教育委員会の組織による調査結果について、再調査を行う必要があると判断したとき、学校及び教育委員会は、当該再調査を行う組織から依頼があった場合、再調査の実施に全面的に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

第3項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

① 法による義務規定



位置付け別 学校の取組一覧

第2章では、学校が行うべきいじめ防止のための取組を、4つの段階別に示している。

これらの中には、「いじめ防止対策推進法」で義務として規定されている取組もあれば、この「いじめ総合対策」により、東京都公立学校で必ず行うこととしている取組もある。また、事案ごとに必要に応じて行うべき取組や、学校ごとに工夫して行う取組を例示しているものもある。

ここでは、第2章に掲載した全ての取組を、表紙の裏に記載した「具体的な取組の位置付け別に、並べ直して列記する。これにより、改めて、位置付けごとに行うべき取組を確認することができる。

① 法による義務規定

「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導	11
	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	14
		ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催	15
		エ 「いじめに関する研修」の実施（年間3回以上）	17
		オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ対策委員会」の改訂	17
(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼	26	
2 早期発見	(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進	28
		イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底	29
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知	37
		イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存（年間3回以上）	37
3 早期対応	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応	53
		ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応	55
	(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告	58
4 重大事態への対処	(1) 重大事態発生の判断	ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解	60
		イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断	60
		ウ 重大事態発生の報告	61
	(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告	ア 調査組織の決定と調査の実施	69
		イ 「不登校重大事態」における調査	70
		ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供	70
		エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告	71
オ 地方公共団体の長による再調査への協力	71		

② 法による充実・推進規定

「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
2 早期発見	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応	44
4 重大事態への対処	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	イ 保護者への説明や協力関係の構築	64

③ 法による必要がある場合の実施規定

「いじめ防止対策推進法」により、必要に応じて実施するよう示されていたり、例示されたりしている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
3 早期対応	(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	◎ いじめの程度に応じた対応 (例)	50
	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応	54
	(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援	58
4 重大事態への対処	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	エ 別室での学習の実施	65
		オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援	65
		カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保	66

④ 全校で実施

「いじめ総合対策」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(3) いじめを許さない指導の充実	イ 「いじめに関する授業」の実施（年間3回以上）	19
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり	24
	(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催	26
2 早期発見	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築	35
		ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底	35
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	ウ スクールカウンセラーによる全員面接（特別支援学校を除く）	39
		オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用	40
		カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知	40
(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施	42	

3 早期対応	(1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定	46
		イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言	46
		ウ 対応記録のファイリング	47
		エ 解消の確認	47
	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	ア 被害の子供の安全確保と不安解消	52
		イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察	52
4 重大事態への対処	(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援	62
		イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明	63
	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導	64
		イ 保護者への説明や協力関係の構築	64

⑤ 全校で充実・推進

「いじめ総合対策」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底	ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり	14
	(3) いじめを許さない指導の充実	エ 困難に対処できるようにするための指導	20
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	オ 「東京版STOP!いじめ(仮称)」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発	24
2 早期発見	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	イ 学級担任等による定期的な個人面談	33
		ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用	33
		エ 定期的な「生活意識調査」等の実施	33
	(3) 全ての教職員による子供の状況把握	ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察	35
	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	キ 東京版STOP!いじめ(仮称)ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス	40
	(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施	42
		ウ PTA、学校運営協議会(コミュニティスクール)委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報	42
		エ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者)からの情報提供や通報	43
		オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供	43
		カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報	43

⑥ 各学校で工夫・改善

「いじめ総合対策」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導(「居場所づくり」と「絆づくり」)	12
		エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導	12
	(3) いじめを許さない指導の充実	ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり	19
	(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	ア 互いに認め合う態度を育む取組	22
		イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組	22
		ウ 取組の推進役を担えるリーダー性の育成	23
		エ 児童会・生徒会活動による取組	23
2 早期発見	(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組	39

⑦ 教職員が工夫・改善

「いじめ総合対策」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	ア 魅力ある授業の実現	11
		オ 子供と教職員の信頼関係の構築	12
2 早期発見	(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察	32

⑧ 必要に応じて実施・例示

「いじめ総合対策」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示していたりする取組

段 階	項 目	学 校 の 取 組	掲載ページ
1 未然防止	(3) いじめを許されない指導の充実	ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施	19
3 早期対応	(4) 重大事態につながらないようにするための対応	エ いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会(コミュニティスクール委員会)、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼	53
		オ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等)による声掛け、見守り等	54
		キ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等	55
4 重大事態への対処	(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援	63
		エ 教育支援センター(適応指導教室)等と連携した支援	63
	(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援	65
	(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決	ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決	67
		イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決	67
	ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決	68	

